資料3

令和７年度　富良野市中小企業振興総合補助金見直し（案）

１．「採用活動支援事業」の拡充について

【これまでの経過】

・市内中小企業と求職者との新たなマッチングの機会の創出と雇用の促進を図るため、民間企業が主催する合同企業説明会等に出展する市内中小企業者等に対して、当該出展に要する経費や、採用活動に対して、その費用の一部を補助することで、採用活動に意欲ある企業の人材確保を後押する目的で実施。利用実績はあまり多くはない状況。

【背景と考え方】

・企業アンケートの中で、ハローワーク求人は無料であるが、人材確保や転職サービスの紹介会社が人材を抱え込んでしまい、高額な紹介料を紹介会社に支払い、雇用をしている状況がある。他市町村では、有料紹介会社に対し雇用が成立した際に支払う手数料（成功報酬）に対する補助制度もあるが、本市では対象としていない。
・本市においては、介護事業所と求職者のマッチングや雇用機会創出を後押しするため、市内介護事業所がいわゆるスポットワークサービス等を活用した際の経費や、手数料（成功報酬）を助成する制度はある。
・以上のことから、企業自らが行う採用活動の促進を目的に、有料会社に支払う紹介手数料に対する経費の一部を補助すことを検討したい。

【制度内容の見直しについて】

●改正（案）～　「採用活動支援事業実施要綱」に以下の条文を追加する

（補助対象事業）
第５条 補助金の交付対象となる事業は、条例施行規則第３条の補助対象事業等の要件を満たし、次のいずれかに該当する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。
（１）合同企業説明会等の出展による企業認知拡大、採用促進となる事業
（２）インターンシップ等の受入による職場体験及び企業認知拡大となる事業
（３）教育機関と連携して行う人材育成事業及び企業認知拡大、採用促進となる事業
（４）人材紹介業者等の利用による企業認知拡大、採用促進となる事業
（５）その他市長が認めたもの

（補助対象経費）
２ 補助対象経費と認められるものは次に掲げる経費であり、これ以外の経費について補助対象外とする。
（１）機械装置・備品等購入費
（２）広告宣伝費
（３）出展料
（４）借上料
（５）資料購入費
（６）旅費
（７）専門家謝礼金・旅費
（８）委託料・外注費
（９）手数料
（10）その他市長が認めたもの

●新たに対象とする手数料については以下の通りとする。

費目	説明・備考
手数料	・有料の人材確保紹介会社等（厚生労働省から有料職業紹介事業の許可を得た事業者でスポットワークサービスは除く）を利用し、雇用が成立したことへの対価として、当該年度内に支払った手数料（いわゆる成功報酬型の手数料）が対象となります。

２．「新規創業応援事業」の補助金返還について

【これまでの経過】

・市民と観光客の両方が利用可能な市内産業を充実させ、市民満足度と観光業の魅力向上を図るため、市内での新規創業を支援することを目的に本補助金をＲ６年度に創設した。
・現状では、補助金を申請し、事業着手・完了したが、早くに廃業したものの対応については取り扱いが整理されておらず、本年度開業後１年で移転したケースが発生している。（令和６年１０月１日開業、令和７年９月３０日廃業・市外に移転）

【背景と考え方】

・現在の補助金の取消に関する条文は以下の通りとなっており、事業の継続性を考慮し、返還に関する条文に市内での営業期間や申請者の居住期間に関する文言を追加したい。

■富良野市中小企業振興条例

（助成等の取消）
第 12 条 市長は、助成決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成等を取消し、又は助成金及び利子補給金等の全部若しくは一部を返還させることができる。
（１）申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
（２）この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
（３）その他不正の行為があつたとき。
２ 市長は、前項の規定による処分をするときは、当該助成の決定を受けた者に対して、その理由を示さなければならない。

■新規創業応援事業実施要綱

（補助金の返還）
第 16 条 市長は、交付規則に基づき、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付した補助金の返還を命じることができる。ただし、企業の倒産、災害、申請者の病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合はこの限りではない。
（１） 前条の規定により交付決定を取り消された場合
（２） 虚偽の申請その他不正な行為があった場合

【制度内容の見直しについて】

●改正（案）～ 「新規創業応援事業実施要綱」に以下の条文を追加する。

（補助金の返還）
第 16 条 市長は、交付規則に基づき、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付した補助金の返還を命じることができる。ただし、企業の倒産、災害、申請者の病気のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合はこの限りではない。
（１）前条の規定により交付決定を取り消された場合
（２）虚偽の申請その他不正な行為があった場合
（３）事業完了後、１年以内に事業を中止した場合
（４）転入者加算に該当するものにあっては、１年以内で市外に転居又は居住の実態がないことが明らかになった場合

３．「店舗等新築改築費補助事業」の拡充について

【これまでの経過】

・フラノマルシェの工事においては、経営者が費用負担する工事も、ふらのまちづくり株式会社がすべて一括して発注し、完成後、経営者へ引き継ぎする形式をとることとしており、当該工事については、補助対象としている。

【背景と考え方】

・富良野都市計画東５条３丁目街区地区第一種市街地再開発事業で施工する「(仮称）マルシェテラス・東５条横丁」に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応についても、これまでの対応と同様としたい。

【制度内容の見直しについて】

●改正（案）　～　「(仮称）フラノマルシェ２」の文言を「(仮称）マルシェテラス・東５条横丁」に言い換える。

富良野都市計画東５条３丁目街区地区第一種市街地再開発事業で施工する
「(仮称）マルシェテラス・東５条横丁」に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について

【趣旨】

・富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）では、店舗等の経営者が費用負担し行う工事については、店舗等新築改修費補助事業により支援することとしてきました。(平成 25 年 9 月 9 日付け富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業に対する店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について、並びに平成 27 年 3 月 23 日付け富良野市東４条街区地区第一種市街地再開発事業で施行する(仮称)フラノマルシェ２に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付の対応について)。

・(仮称）マルシェテラス・東５条横丁のテナント店舗を賃借して経営する経営者（以下「経営者」という。）が費用負担して行う工事に係る店舗等新築改修費補助事業の補助金交付申請については、本要領により規定します。

【補助対象となる工事】

・ふらのまちづくり株式会社が発注した工事で、経営者が費用負担するもの

・経営者が市内の登録業者と契約した工事

・申請者、工事内容が、店舗等新築改修費補助事業の各種要件に適合しているものでなければ、対象にできません。

・ショーケース等什器については、以下のとおり取り扱いします。

・什器等については、容易に移動できる什器については補助対象外経費とし、例えば、壁に直接作りつけられたものなど、工事を伴うものなどは、補助対象としています。

・冷蔵（冷凍）ショーケース、冷蔵庫、冷凍庫についても同様です。

【経営者の申請の特例】

・通常、店舗等新築改修費補助事業施工業者登録要領の規定により登録された施工業者と契約し、施工する工事を補助対象としています。

・(仮称）マルシェテラス・東５条横丁では、経営者が費用負担する工事も、ふらのまちづくり株式会社がすべて一括して発注し、完成後、経営者へ引き継ぎする形式をとることとしており、当該工事については、前述のとおり、補助対象とします。

・ふらのまちづくり株式会社が発注した工事について、経営者が補助金交付申請する場合は、通常の施工業者の見積書に代えて、ふらのまちづくり株式会社が発行した工事の内容、費用内訳、経営者の負担金額がわかる調書（調書の様式については、市とまちづくり株式会社が協議して定める）を添付すればよいこととします。

・通常、実績報告書に領収書の写しを添付することとしていますが、ふらのまちづくり株式会社と経営者が締結した費用負担を確認できる契約書の写しの添付をもってこれに代えることができることとします。